

令和6年度 つくばみらい市立伊奈東中学校いじめ防止基本方針

つくばみらい市立伊奈東中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめ防止対策推進法第3条参考）

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条参考）

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（いじめ防止対策推進法第8条参考）

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

（いじめ防止対策推進法第9条参考）

2 基本姿勢

- (1) 教員は、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させなければならない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることの認識を生徒にもたせなければならない。
- (2) 教員は、いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを言葉と態度で示さなければならない。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、教師、親に必ず相談するようにすること、（まして、自分を傷つけたり、死を選択するようなことは絶対にあってはならないこと）をメッセージとして生徒に伝えなければならない。
- (3) 教員は、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導しなければならない。特に、道徳教育、心の教育を通して指導の充実を努めなければならない。また、ボランティア活動や自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れて指導しなければならない。

3 いじめに関する基本認識

- (1) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分の学級や学校の深刻ないじめ事件が発生するという危機意識をいつももつ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとするのは早計である。
- (2) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進すること。道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導すること。

4 こんな教師でありたい

- ① 生徒に寄り添い、一緒に活動しよう。
- ② 生徒の喜怒哀楽に共感しよう。
- ③ 常に生徒の身になって考えるように努めよう。
- ④ 生徒の努力を認め、温かいことばをかけよう。
- ⑤ 教師自身が正しく丁寧な言葉づかいをしよう。

5 つくばみらい市立伊奈東中学校いじめ対策委員会設置要綱

(設 置)

第1条 平成25年6月28日公布(同年9月28日施行)の「いじめ防止対策推進法」を受け、つくばみらい市立伊奈東中学校いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、いじめはすべての学校・生徒等に関係する問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともにいじめに関する事案の適切な解決を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には校長を、副委員長には教頭をもって充てる。

3 委員は、いじめ対策主任(生徒指導主事)、教務主任、学年主任、養護教諭のほか校長が指名する職員によって構成する。

その他、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

4 委員長は、本会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(取組内容)

第4条 委員会は、いじめの未然防止・早期発見及びいじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処をめざして、次の各号に掲げる取組を遂行する。

(1) いじめの未然防止と早期発見の体制整備及び取組

週1回実施の生徒指導部会(生徒指導主事、教務主任、各学年生徒指導担当職員、不登校支援教諭、養護教諭)で、各学年の生徒の様子を掌握し情報交換の場とする。

(2) いじめの状況把握(アンケート実施を含む)と分析

いじめの状況把握のアンケートは月1回実施し、週1回実施の生徒指導部会で対応を協議し、いじめ対策委員会に報告する。

(3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援

校長、学年主任、担任、生徒指導主事、不登校支援教諭、養護教諭、スクールカウンセラーの連携

(4) いじめを行った生徒に対する指導

(5) 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携

(6) その他いじめ防止に係わること

(7) 取り組みの中でいじめ等の事実があれば、教育委員会・市長に報告する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(1) 毎月1回以上開催する。ただし、取り組み状況により委員長が必要と認めるきは、臨時に招集することができる。

(2) 委員会は 主宰する委員長が議長となる。

(3) いじめ発見の場合は、委員長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会を開催し、組織的に迅速な対応をする。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要と認める場合は、関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

6 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、総合的な学習の時間、学級活動、特別支援教育

授業、総合的な学習の時間、学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力(その時、その場でどのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力)を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (ア) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共通的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。
- (イ) 学級での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。
- (ウ) 多様性への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級の絆を深め、生徒が安心して何でも話し合える場所にする。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の場で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められる、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- (ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置づけ、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
- (イ) 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、中学校の自治的活動の主となる生徒会活動や委員会活動を活性化し、公正公平の判断や自分と違う意見をもつ友だちを認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。
- (ウ) 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ あいさつ運動、担任による教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるように日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

- (ア) 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。
- (イ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- (ウ) 月1回実施の生活アンケートによって、学校内外でのいじめの兆候を察知できるようにする。
- (エ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば、生徒の訴えを傾聴する。
- (オ) 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（下の(ア)～(カ)等）を見逃さないように努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- (ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- (イ) 朝の登校の様子や朝の会の健康観察で、いつもより元気がない。
- (ウ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- (エ) 給食の時間に元気がない。
- (オ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- (カ) 親しかった友人とのつき合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

オ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い、支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し、適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通の認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等することで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月1回と、長期休業の後に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分と自分の身の回りで起きているいじめについて記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば察知できるようにアンケート項目を工夫する。（「学校は楽しいですか？」）

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校での取組を、生徒指導だより等で定期的に家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気づいた場合、保護者から学校に気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健全な成長を支援していく。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口たオンライン窓口など複数の相談窓口を、生徒手帳にも記載し、生徒指導だよりでも紹介し周知を図っていく。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一として全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込みを行った場合、犯罪に相当する事案を含むいじめの対応については、市教育委員会と相談の上、適切に警察と連携する。

オ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会に報告する。市教育委員会が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

7 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から地域の交番や警察署等の関係機関の担当者との情報交換を密にし、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起った場合、速やかに被害と加害者がそれぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員・母子自立支援員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起った場合必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、ただちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体、地域スポーツクラブ等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、相手側生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

8 教職員の研修の充実

いじめの問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習や構成的グループエンカウンター、ストレスマネジメント等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期消に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

9 重大事態への対応

生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は、相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア、落ち着いて学校生活を送ることができるよう支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(7) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

10 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ア 生徒の自己指導力を高めることができた。
- イ 生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実が確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、市教育委員会に報告できた。
- オ インターネットを通じて行われるいじめへの適切な対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研修を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認やいじめ基本方針について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応につて検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

※年間指導計画

指 導 等 の 内 容		
月	教職員や生徒の活動	保護者への活動
4	・いじめ防止基本方針についての検討 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・配慮を要する生徒の共通理解 ・新入生歓迎会 ・春季教育相談 ・相談窓口の周知 ・生活アンケート（春休み・4月）実施	・いじめ対策についての説明と呼びかけ ・情報交換 ・相談窓口の周知 【年度始PTA】 【教育相談】
5	・1年お茶祭り ・3年修学旅行 ・生徒総会、いじめゼロ集会 ・生活アンケート（5月）実施	
6	・学警連との連携 ・ハイパーQUテストの実施と結果の分析 ・総合体育大会壮行会 ・総合体育大会 ・生活アンケート（6月）実施	
7	・夏季教育相談 ・3年高校見学会参加 ・体育祭結団式 ・相談窓口の周知 ・生活アンケート（7月）実施	・情報交換 ・夏休みの過ごし方について ・相談窓口の周知 【教育相談】
8	・生活アンケート（夏休み）実施	
9	・新人体育大会 ・体育祭 ・1年情報モラル教室 ・生活アンケート（9月）実施	・情報交換 【1学期末PTA】
10	・生活アンケート（10月）実施	
11	・秋陽祭 ・小中合同あいさつ運動 ・秋季教育相談 ・2年職場体験、校外学習 ・新入生体験学習会 ・生活アンケート（11月）実施	・情報交換 【教育相談】
12	・校内駅伝持久走大会 ・生徒会役員選挙 ・生活アンケート（12月）実施	
1	・生活アンケート（冬休み）実施	
2	・1年スキー宿泊学習 ・学警連との連携 ・学校評価アンケートの実施と結果分析 ・生活アンケート（2月）実施	・情報交換 【学年末PTA】
3	・3年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 ・新年度準備（学級編成等） ・新年度に向けた引継ぎ ・生活アンケート（3月）	